

当座勘定規定（専用約束手形口）

改正後	現 行
<p>当座預金（専用約束手形口）（以下、「この預金」という。）は、次の規定により取扱います。</p> <p><u>第1条（当座勘定契約の成立）</u> 当行は、<u>預金者からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。</u></p> <p><u>第1条の2（当座勘定への受入れ）</u> （省 略）</p> <p>第13条（届出事項の変更） （省 略）</p> <p>(2) <u>前項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> （以 下 省 略）</p>	<p>当座預金（専用約束手形口）（以下、「この預金」という。）は、次の規定により取扱います。</p> <p><u>第1条（当座勘定への受入れ）</u> （省 略）</p> <p>第13条（届出事項の変更） （省 略）</p> <p>(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 （以 下 省 略）</p>